

広告



その道の専門家にきく 中日教えてナビ

東海エリアの**専門家**を紹介する**Webサービス**です。
あなたの**悩みや疑問**を相談したり、**専門家を探す**ことができます。

中日教えてナビ 検索

中日教えてナビ
TOPはこちら



各専門家の二次元コードから
プロフィールページへアクセス
ダイレクトにご相談が出来ます

お問い合わせ・運営／株式会社中日アド企画 中日教えてナビ運営事務局
〒460-0001 愛知県名古屋市中区三の丸1-5-2 中日新聞社北館5F TEL.052-239-1226(平日/10:00~17:00)

中日教えてナビでは様々なジャンルの専門家が皆さんの相談にお答えします。

折り紙の専門家



ORIGAMIは世界の合言葉

折り紙作家(栄中日文化センター講師)

竹内 ケイ

愛知県安城市



たかが折り紙、されど折り紙。楽しさを
もっと知ってもらいたい

子育て・感情教育の専門家



「夢・希望・未来を育む」

はぐくみサポート ゆめたまご

稲垣 真紀子

愛知県安城市



『健やかに幸せに自分らしく生きる
ための子育て・夢育て』を応援

矯正歯科の専門家



豊田市の矯正専門の歯科医院です

こんどう矯正歯科

近藤 憲史

愛知県豊田市



矯正専門の歯科医師・スタッフが
良質な医療の提供を目指します

A 生命保険の受取人追加について
ファイナンシャルプランナーの大森です。
生命保険の受取人追加についてご案内させて
頂きます。
加入されている保険会社が変わりませんが、
基本的には変更は可能と思われま
す。その場合は割合を決めて変更されます。
3人とか割り切れない場合は、どなたかを
少し多く設定します。34%、33%、33%など。
ただ、実際に受取が発生した場合は、代
表の方に支払われてから分ける会社もある
ので、加入されている会社にご確認頂けれ
ばと思います。

マネー・保険の専門家



生命保険・資産運用の
スペシャリスト

FP相談室

大森 英則

愛知県江南市

保険・資産運用など
お客様にあった
プランをご案内します



Q 生命保
険の受
取人追加につ
いて
現在、生命保険
に加入していま
す。今のところ受
取人は妻としてい
ますが、この先、
子供も受取人と
して追加したいと
考えています。
その場合、受取
額をそれぞれ決
めて受取人追加
申請が必要で
しょうか、それと
も単に受取人の
追加だけで良いの
でしょうか？
ご教授よろし
く願います。

紙面出張 Q&A